



## ジェネリック医薬品への変更調剤

ジェネリック医薬品の使用促進策のひとつとして、薬剤師による“変更調剤”があります。

処方医より「変更不可」の指示が処方箋になれば、処方箋を受理した保険薬局の薬剤師は、患者さまに対してジェネリック医薬品に関する説明をし、同意を得ることを条件に、処方箋に記載された医薬品をジェネリック医薬品へ変更して調剤することが可能です。

### 変更調剤の例

例として先発医薬品からジェネリック医薬品への変更を記載しますが、処方箋に記載されたジェネリック医薬品を他のジェネリック医薬品へ変更することもできます。

#### ① 同一含量・同一剤形のジェネリック医薬品への変更

例) [先発] ○○錠5mg 1錠 ⇒ [後発] △△錠5mg「××」1錠

#### ② 含量規格が異なるジェネリック医薬品への変更

例) [先発] ○○錠5mg 1錠 ⇒ [後発] △△錠2.5mg「××」2錠  
[先発] ○○錠5mg 1錠 ⇒ [後発] △△錠10mg「××」0.5錠

#### ③ 類似する別剤形のジェネリック医薬品への変更 (内服薬、下表同枠の範囲内でのみ変更可)

例) [先発] ○○錠5mg 1錠 ⇒ [後発] △△OD錠5mg「××」1錠

類似する別剤形の医薬品分類
錠剤(普通錠), 錠剤(口腔内崩壊錠), カプセル剤, 丸剤
散剤, 顆粒剤, 細粒剤, 末剤, ドライシロップ剤(内服用固形剤として調剤する場合に限る)
液剤, シロップ剤, ドライシロップ剤(内服用液剤として調剤する場合に限る)

ただし、②含量規格が異なるジェネリック医薬品、③類似する別剤形のジェネリック医薬品への変更は、変更調剤後の薬剤料が変更前と比較して同額以下の場合にしか認められていません。また、含量規格や剤形の違いにより効能・効果や用法・用量が異なる場合には対象外となりますので注意が必要です。「効能効果、用法用量等に違いのある後発医薬品リスト」は、日本ジェネリック製薬協会のホームページから確認することができます。

<http://www.jga.gr.jp/medical/confirm-effective/>

なお、一般名処方された医薬品については、その成分を同一量含有する同じ剤形の医薬品であれば、先発医薬品、ジェネリック医薬品にかかわらず調剤することができます。また、処方薬の近傍に「含量規格変更不可」または「剤形変更不可」の記載等がなければ、含量規格が異なるジェネリック医薬品、類似する別剤形のジェネリック医薬品への変更調剤も可能です(条件等は前述参照)。